

公立大学法人名桜大学事務組織規則

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人名桜大学の組織及び運営の基本に関する規則
(平成22年4月1日制定)に基づき、公立大学法人名桜大学の事務組織及び
所掌事務の範囲を定めるものとする。

第2条 削除

(事務局)

第3条 事務局に局長を、部に部長を、各課に課長を置き、職員をもって充てる。

2 局長は、学長の監督の下に所掌事務について総括し、及び調整する。

3 部長は、上司の命を受けて部の事務を総括し、及び調整する。

4 課長は、上司の命を受けてそれぞれ課の事務を処理する。

第4条 削除

(附属図書館)

第5条 附属図書館に課長を置き、事務職員をもって充てる。

2 課長は、館長の命を受けて図書館の管理運営に当たる。

(環太平洋地域文化研究所事務部門)

第6条 環太平洋地域文化研究所(以下「研究所」という。)に事務部門を置き、
研究所の教職員をもって充てる。

2 事務部門の教職員は、所長の命を受けて研究所の管理運営及び事務の執行に
当たる。

(メディアネットワークセンター事務部門)

第7条 メディアネットワークセンターに事務部門を置き、事務職員をもって充
てる。

2 事務部門の職員は、メディアネットワークセンター長の命を受けて、メディ
アネットワークセンター及び多目的ホール等の管理運営並びに事務執行に当た
る。

(地域連携機構)

第8条 地域連携機構に課長を置き、事務職員をもって充てる。

2 課長は、地域連携機構長の命を受けて、地域連携機構の管理運営に当たる。

(教員養成支援センター事務部門)

第9条 教員養成支援センターの運営管理に当たらせるため、事務部門を置き、
事務職員をもって充てる。

2 事務部門の職員は、教員養成支援センター長の命を受けて、教員養成支援セ
ンターの管理運営及び事務執行に当たる。

(リベラルアーツ機構事務部門)

第10条 リベラルアーツ機構の運営管理に当たらせるため、事務部門を置き、
事務職員をもって充てる。

2 事務部門の職員は、リベラルアーツ機構長の命を受けて、リベラルアーツ機構の管理運営及び事務執行に当たる。

(国際交流センター)

第11条 国際交流センターに課長を置き、事務職員をもって充てる。

2 課長は、国際交流センター長の命を受けて、国際交流センターの管理運営に当たる。

(保健センター事務部門)

第12条 保健センターの運営管理に当たらせるため、事務部門を置き、看護師をもって充てる。

2 事務部門の看護師は、保健センター長の命を受けて、保健センターの管理運営及び事務執行に当たる。

第13条 削除

(参与等)

第14条 事務局に参与、主幹及び主査を置くことができる。

2 参与、主幹及び主査は、上司の命を受け、法人又は大学の運営事務について、極めて高度又は特殊な専門知識、経験等を必要とする特定の分野の事務を処理する。

(部長補佐)

第15条 第3条の部に部長補佐を置くことができる。

2 部長補佐は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 部長補佐は、部長を補佐し、部の事務を整理する。

(係)

第16条 第3条から第6条及び第8条の規定による課に係を置く。

2 各係に係長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。

3 各係に主任を置くことができる。

4 主任は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

5 係に係員を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。

6 係長、主任及び係員は、それぞれ上司の命を受けて係の事務に従事する。

(総務課)

第17条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法人の事務に関し、総括及び連絡調整すること。
- (2) 法人及び大学の儀式及び行事に関すること。
- (3) 理事会、経営審議会その他関係会議に関すること。
- (4) 基金、募金及び協力会等に関すること。
- (5) 学内規則等の制定、改廃及び審査に関すること。
- (6) 文書の收受及び保存に関すること。
- (7) 後援会及び同窓会に関すること。
- (8) 法人事業の企画及び実施に関すること。
- (9) 法人業務に係る国及び地方公共団体並びに各機関との連絡調整に関すること。

- (10) 北部広域市町村圏事務組合との連絡調整に関する事。
- (11) 任免、分限、懲戒及び服務に関する事。給与に関する事。
- (12) 定員に関する事。
- (13) 人事記録に関する事。
- (14) 勤務評定に関する事。
- (15) 教員の旅行命令に関する事。
- (16) 職員の研修に関する事。
- (17) 保健及び安全保持に関する事。
- (18) 福利厚生に関する事。
- (19) 共済組合に関する事。
- (20) 栄典及び表彰に関する事。
- (21) 職員団体に関する事。
- (22) 兼業に関する事。
- (23) 課の所掌事務に係る調査統計に関する事。
- (24) その他、他課に属しない事項に関する事。

(企画課)

第18条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院及び新学部学科設置事務に関し、総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 大学院及び学部学科の改組に関する事。
- (3) 評価室に関し総括及び連絡調整に関する事。
- (4) 自己点検・評価に関する会議等に関する事。
- (5) 法人及び大学の中長期計画の策定並びに実施に関する事。
- (6) 課の所掌事務に関する調査統計に関する事。

(会計課)

第19条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務の総合調整に関する事。
- (2) 会計に関する企画及び統計に関する事。
- (3) 財政計画に関する事。
- (4) 予算の編成、運用及び決算に関する事。
- (5) 収入及び支出に関する事。
- (6) 資金調達及び運用に関する事。
- (7) 補助金及び助成金に関する事。
- (8) 有価証券に関する事。
- (9) 支出負担行為の確認及び認証に関する事。
- (10) 会計監査に関する事。
- (11) 会計関係諸帳簿等の記帳及び証憑書類の整理保管に関する事。
- (12) 課の所掌事務に関する調査統計に関する事。
- (13) その他会計に関する事。

(施設課)

第20条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 固定資産の管理及び保全に関すること。
- (2) 物品の調達及びその管理の総括に関すること。
- (3) 施設、設備及び備品等に関する各種台帳の整備並びにその管理に関すること。
- (4) 不動産及び附属施設の取得に関すること。
- (5) 防災及び警備に関すること。
- (6) 施設に付置される設備、備品等に係る申請及び届出、許可等に関すること。
- (7) 施設立地計画、環境整備及び学内緑化事業に関すること。
- (8) 施設、設備の整備計画及び予算資料の作成に関すること。
- (9) 建物及び構築物の設計、建築及び契約に関すること。
- (10) 営繕工事の設計、工費積算及び施行に関すること。
- (11) 工事用資材の発注、請求、検収及び管守に関すること。
- (12) 建物、電気、水道、電話、冷暖房、その他附帯施設の保守保全に関すること。
- (13) 課の所掌事務に関する調査統計に関すること。
- (14) その他施設に関すること。

(教務課)

第21条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教務事務に関し、総括及び連絡調整すること。
- (2) 教育研究審議会等の大学の会議に関すること。
- (3) 教授会等の教務の会議に関すること。
- (4) 大学院に関すること。
- (5) 助産学専攻科に関すること。
- (6) 学則その他教務関係諸規程の整備に関すること。
- (7) 非常勤講師に関すること。
- (8) 教育課程の編成及び履修に関すること。
- (9) 授業の公開に関すること。
- (10) 教育改善に関すること。
- (11) 他の大学等との教育連携に関すること。
- (12) 学年歴に関すること。
- (13) 授業時間割の調整及び教室の割当てに関すること。
- (14) 授業科目の登録及び履修指導に関すること。
- (15) 学生の学籍及び成績の記録及び管理に関すること。
- (16) 編入学、転入学及び再入学に関すること。
- (17) 学生の身分に関すること。
- (18) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (19) 研究生、科目等履修生、委託生及び特別聴講生に関すること。
- (20) 授業評価に関すること。

- (21) リベラルアーツ機構及び教員養成支援センターに係る事務処理に関する
こと。
- (22) メディアネットワークセンターに係る事務処理及び運営に関する
こと。
- (23) その他教務に関する
こと。

(学生課)

第22条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の福利厚生に関する
こと。
- (2) 新生生のオリエンテーションに関する
こと。
- (3) 学生と教員の合宿研修に関する
こと。
- (4) 学生相談に関する
こと。
- (5) 学生の奨学援護に関する
こと。
- (6) 学生の課外活動及び学生団体に関する
こと。
- (7) 課外活動施設及び福利厚生施設の管理運営に関する
こと。
- (8) 保健衛生及び保健センターに関する
こと。
- (9) 学生の身分に関する
こと。
- (10) 学生便覧に関する
こと。
- (11) 諸証明書の発行に関する
こと。
- (12) その他学生生活の支援、福利厚生及び就職に関する
こと。

(キャリア支援課)

第23条 キャリア支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 就職指導に関する
こと。
- (2) 求人開拓業務に関する
こと。
- (3) 職業紹介業務に関する
こと。
- (4) 職業指導に係る広報及び情報収集に関する
こと。
- (5) 就職に関する外部団体との連絡調整及び連携に関する
こと。

(入試・広報課)

第24条 入試・広報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関し総括及び連絡調整する
こと。
- (2) 学生募集及び入学試験の実施に関する
こと。
- (3) 学生確保及び入学者選抜に係る調査研究に関する
こと。
- (4) 学生確保に係る学校及び外部団体との連絡調整及び連携に関する
こと。
- (5) 学生確保に関する広報、各種行事の企画及び実施に関する
こと。
- (6) その他入試及び学生募集に関する
こと。
- (7) 大学の広報に関する
こと。

(図書課)

第25条 図書課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館の管理運営及び図書事務について総括及び連絡調整する
こと。
- (2) 図書館関係の文書、郵便物の収受、発送及び保管に関する
こと。
- (3) 図書館関係諸規定の制定及び改廃に関する
こと。

- (4) 図書館の諸会議に関する事。
- (5) 図書館施設設備の管理に関する事。
- (6) 図書資料の整備計画に関する事。
- (7) 図書資料のデータベースの構築及び運用に関する事。
- (8) 図書資料の選定、収集、購入及び受入れに関する事。
- (9) 図書資料の分類及び目録に関する事。
- (10) 図書資料の保存、配架及び整頓に関する事。
- (11) 図書資料の製本、保管及び修理に関する事。
- (12) 図書資料の払出し、資料追跡等に関する事。
- (13) 図書資料の検索、閲覧及び貸出に関する事。
- (14) 図書資料の案内、利用指導、複写等に関する事。
- (15) 学外図書館との相互協力に関する事。
- (16) その他図書館に関する事。

(地域連携課)

第26条 地域連携課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域住民の自立的学習活動の支援に関する事。
- (2) 生涯学習関連事業及び人材育成事業の受託に関する事。
- (3) 産学官共同事業に関する事。
- (4) その他生涯学習を推進する事業に関する事。
- (5) 地域貢献事業に係る北部広域市町村圏事務組合との連絡及び調整に関する事。
- (6) 外部機関への申請及び依頼業務に関する事。
- (7) 外部機関からの受託相談に関する事。
- (8) 法人の地域貢献事業の企画及び実施に関する事。
- (9) 国際学群、人間健康学部、環太平洋地域文化研究所、附属図書館、事務局など（以下「各部局等」という。）との連絡、調整及び実施に関する事。
- (10) 各部局等が企画及び実施した地域貢献事業の報告のとりまとめに関する事。
- (11) 北部生涯学習推進センター施設の管理運営に関する事。
- (12) その他地域貢献事業に関する事。

(国際交流課)

第27条 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人留学生の受入れ及び日本人学生の留学に関する事。
- (2) 外国の大学及び教育研究機関との交流に関する事。
- (3) 国際交流事業の企画及び実施に関する事。
- (4) 外国人留学生の相談に関する事。
- (5) 国際交流センターに係る事務処理及び運営に関する事。
- (6) その他国際交流に関する事。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月23日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則（平成25年3月27日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月28日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日）

この規則は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。